

懲戒処分対応の手順・注意すべきポイント

～懲戒処分の基本から最新の懲戒事例を用いてポイントを平易に解説～

【開催要領】 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 10月 31日(木) 14:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

【ご参加頂きたい方】

人事労務部門、総務部門、法務部門、監査部門など関連部門のご担当者

講師 第一芙蓉法律事務所 弁護士 木下 潮音 氏

【略歴】早稲田大学法学部卒。1982年10月司法試験合格、1985年4月司法修習終了。1992年イリノイ大学カレッジオブロー卒業、LLM取得。1985年4月弁護士登録、第一東京弁護士会入会。同年同月、橋本合同法律事務所入所。1986年11月第一芙蓉法律事務所設立に参加。2004年4月第一東京弁護士会副会長就任(2005年3月退任)、2010年4月東京大学法科大学院客員教授就任(2013年3月退任)、2013年4月東京工業大学副学長就任、現在に至る。経営法曹会議常任幹事、【著書・執筆】『長時間労働防止、健康経営のための労働時間管理』(月刊経団連)、『最近の過労死(過労自殺を含む)をめぐる判例と長時間労働の是正(座談会)』(労働判例 No.1101)、『ローヤリング労働事件』(労働開発研究会、共著)、『改正労働契約法の詳細Q&Aでみる有期労働契約の実務』(第一東京弁護士会労働法制委員会)、その他多数。

【申込方法】当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円(本体価格 32,000円)	一般	38,500円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191513-0303(※) 懲戒処分対応の手順・注意すべきポイント

ふりがな 会社名			
住所			
TEL			FAX
ふりがな ご氏名	所 役 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。(TOP)→[公開セミナー]→[よくあるご質問]

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F

プログラム

1 懲戒とは

- (1) 服務規律や企業秩序を維持するための制度
- (2) 「従業員の企業秩序違反行為に対する制裁罰であることが明確な、労働関係上の不利益措置」
- (3) 懲戒権の根拠 「固有権説」と「契約説」
- (4) 判例の考え方
- (5) 懲戒は就業規則の必要的記載事項(労基法 89 条 9 号)
- (6) 懲戒権の限界(労契法 15 条)
- (7) 従業員の当該行為が就業規則上の懲戒事由に該当するものであり、しかも発動された処分の内容も就業規則に則っていること

2 懲戒処分の有効要件

- (1) 懲戒処分の根拠規定の存在
- (2) 懲戒事由への該当性
- (3) 相当性
- (4) 懲戒手続の相当性

3 懲戒に関する就業規則の定め

- (1) 懲戒処分の種類・内容
- (2) 懲戒事由
 - ・実際の懲戒処分がいずれにも該当することが必要
 - ・懲戒事由の定め方は抽象的な場合が多い
 - ・具体的事実が懲戒事由に該当するか
 - ・選択された処分が合理性相当性を有しているか
 - ・新しい懲戒該当行為に関する判例の態度
 - ・懲戒処分の相当性

4 最近の懲戒事例

- (1) 情報管理に関する懲戒
 - ・企業活動における情報の重要性
 - ・会社情報の持ち出し、競業会社への提供、私的な流用
 - ・不適切な情報の流布、誹謗中傷等
- (2) ハラスメント
 - ・セクハラ
 - ・パワハラ
- (3) 飲酒、飲酒運転
 - ・飲酒トラブル
 - ・酒気帯び運転、飲酒運転
- (4) 痴漢等

5 懲戒解雇処分と退職金の関係

- (1) 懲戒解雇の場合に退職金不支給とする根拠
- (2) 懲戒解雇時に退職金支給を求められる事例

6 懲戒手続きの問題点

- (1) 懲戒手続きに弁護士等外部者を関与させることの必要性の有無
- (2) 弁明の機会の保証と必要性
- (3) 退職申し出による懲戒処分の時間的制約
- (4) 行方不明など懲戒処分通達の問題点

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。